

第百十三号議案

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例

東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「卸売価格」を「販売価格」に改め、「料率を乗じて得た額」の下に「に、規則で定める率を乗じて得た額を加えた額」を加える。

第九十四条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に、「販売金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」に、「」の範囲内」を「」に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内」に改める。

別表第四卸売業者売場使用料の項中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた」に改め、「以下同じ。」の下に「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」を、「千分の四」の下に「に百分の百十を乗じて得た額」を加え、同表仲卸業者売場使用料の項中「含まない額に百分の百八を乗じて得た」を「含む」に改め、「以下同じ。」の下に「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」を、「千分の四」の下に「に百分の百十を乗じて得た額」を加え、同表関連事業者営業所使用料の項中「限る。」の下に「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」を、「千分の四」の下に「に百分の百十を乗じて得た額」を加える。

別表第五卸売業者売場使用料の項中「卸売金額」の下に「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」を、「千分の四」の下に「に百分の百十を乗じて得た額」を加え、同表仲卸業者売場使用料の項中「販売金額」の下に「から消費

税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」を、「千分の四」の下に「に百分の百十を乗じて得た額」を加え、同表関連事業者営業所使用料の項中「限る。」の下に「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」を、「千分の四」の下に「に百分の百十を乗じて得た額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第八十二条第一項の改正規定は、東京都規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都中央卸売市場条例（以下「新条例」という。）第九十四条第一項、別表第四及び別表第五の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市場使用料について適用し、同日前の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

3 新条例第八十二条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する施行の日以後の委託に係る委託手数料について適用し、同日前の委託に係る委託手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）等の施行に伴い、使用料の上限額に係る規定等を改める必要がある。